

1997.2.

No.7

日本靈長類学会 精長類保護委員会

ニュースレター

目次

1 はじめに	1
2 野生ニホンザルの保護管理のために	1
3 地獄谷野猿公苑での避妊処置についての報告	3
4 自由集会 会議録	6

1 はじめに

日本靈長類学会保護委員会

この特集号では、大阪大学で開催された靈長類保護委員会主催の自由集会会議録を掲載します。また、靈長類保護委員会からの野生ニホンザルの保護管理のための提案と緊急提言もあわせて掲載します。常田さんから出された、日本での靈長類研究と野猿公園との関係の総括は、まだ、委員会内部で議論中なので、次号でとりあげたいと考えています。

この自由集会の記録は、丸橋が、テープおこしをして少し整理したものです。発言者自身の発言内容を適宜端折ったり、まとめた所もあります。事前に承諾を得ていなかったので、発言者に草稿を送り校正していただきました。また、常田英士さんの報告は、重要なので本人からの投稿という形で別章としました。

この自由集会では、様々な問題点が取り上げられ、これから議論を深めていく上でも、自由集会出席者以外の会員にも読んでいただきたいので、この特集号を組みました。

2 野生ニホンザルの保護管理のために

靈長類保護委員会

1994年に設立された日本靈長類学会の設立目的の一つは、靈長類の保護です。当時、有害鳥獣駆除によるニホンザルの捕殺数は、2,000頭強から、5,000から6,000頭に跳ね上がった時期もありました。以来、12年間の累積捕殺数は、単純に年5,000頭としても、70,000頭ということになります。終戦直後には、ニホンザルを里山で目にすることはほとんどありませんでした。その後、人を恐れるニホンザルは、ヒトを恐れないニホンザルへと変わり、農業被害をもたらす害獣、あるいは、最近では、人に危害さへ与えかねないサルさへ出現するようになってきています。長期間、過疎化が進行するなかで、1世代が10年にも満たないニホンザルの行動特性が大きく変化してきています。

猿害対策としてのニホンザル有害駆除という枠組みを大きく転換しなければなりません。今、求められていることは、ニホンザルの保護管理、総合的な被害防除策、生息地管理、過疎地の持続的発展などを有機的な組み合わせる総合的な応用研究とそれらを実現していく具体的な体制と施策です。

ニホンザルを含む日本列島の野生動植物は、日本国民のかけがえのない共有の財産です。ニホンザルの保護管理は、日本列島の生物多様性の保護に欠かせない緊急の課題となっています。日本靈長類学会・靈長類保護委員会は、このような認識のもと、以下のような3点を緊急に提言するとともに、9項目の要望を行います。日本靈長類学会は、各関係諸機関と緊密に協力し、ニホンザルの保護管理を積極的におこなって行きます。

緊急提言

1. 1978年以来実施されていない、ニホンザルの生息状況の全国調査を、2年以内に実施し、各地域個体群の特性と生息状況の現況と変遷を把握する調査活動を行なうとともに、ここ20年間の各地域の調査活動の資料を公開整理すること。
2. カモシカの事例を参考にして、モデル地区を設定し、5年間程度、その地域で捕殺されたニホンザル全個体の個体情報や標本の収集を行う体制を整備し、ニホンザルの保護管理のための応用生態学的研究と総合的防除の研究を実施すること。
3. ニホンザルの捕殺にあたっては、捕獲時点での個体情報の収集を義務づけ、捕獲個体の移動経路や最終処置についての情報を公開し集積・解析する体制を整えること。
4. これらの基礎研究や提言を実行するにあたり、国、地方自治体、地元の人々、靈長類研究者らは互いに協力し、日本靈長類学会や京都大学靈長類研究所は、ニホンザルの保護管理の新しい枠組みの構築のために積極的に参画すること。

要望

1. 日本列島の生物多様性の保全のため、全国的視野での生息地保全と回復を行うこと。
2. ニホンザルを含めた野生鳥獣の保護管理のために、法体系の整備を行うこと。
3. 野生鳥獣の保護管理を過疎地振興の一つの柱とし、被害防除施設の設置にあたっては積極的な財政支援をおこなうこと。
4. ニホンザルを含めた野生鳥獣の保護管理のための専門職員を全国に配置し、鳥獣行政を総合的に実施し、情報を公開すること。
5. ニホンザルを含めた野生鳥獣の保護管理のための調査研究機関を設置すること。
6. ニホンザルを含めた野生鳥獣の保護管理のために、NGO やボランティアの参加を積極的に推進し、長期的モニタリング・システムの確立と情報公開を行うこと。
7. 日本列島の生物的多様性保全を目的として調査研究したり、環境教育を行う NGO に積極的に支援を行うこと。
8. 野生ニホンザルの遺伝的多様性の保全のため、野生ニホンザルの地域間移動や他の靈長類の放棄は厳に禁止し、捕獲も実施できるようにすること。
9. 純野生ニホンザルの個体数管理として、避妊処置は決して行わないこと。

3 地獄谷野猿公苑での避妊処置についての報告

地獄谷野猿公苑 常田英士

動物は増加しようとするのが本質であり、野猿公園の餌付け群は個体数が着実に増加してきました。当然個体数のコントロールが必要な事は明白であり、個体数の抑制が出来ないならば、基本的に野猿公園の存続は不可能です。

私は野猿公園で餌付けをするサルの群れは出来るだけ小さな規模のサイズに抑えておくのが良いと考えてきました。そのためには毎年、定期的に捕獲をする必要があります。しかしながら野猿公園における個体数のコントロールは容認されない雰囲気が続き、サルは増加を続け今日にいたりました。

観光目的の野猿公園は野外博物館機能を強めるべきで、観光的な野猿公園はサルを捕獲してはいけない、捕獲をするなら野外博物館になれ、というような言われ方がされてきました。観光客収入によって成り立っている野猿公園が野外博物館的機能を強めることには賛成でも、純粋な世間で言われているような野外博物館に変身することは、経済的に難しい側面があります。越えるべきハードルが高ければ、それはサルを捕獲してはいけないと言われているのと同じです。最近は更にハードルが高くなって、餌付けを止め、野生群に戻すためなら、捕獲もやむをえないという感じになっています。

野猿公園やその餌付け群が良好な状態に維持するためには、個体数の抑制は避けて通れない問題でありながら、その社会的合意は得られていない中で、地獄谷野猿公苑はどうしても個体数増加問題はこのまま放置できないとこの問題に取組みました。

当面 350 頭の個体数を 100 頭に減らし、その後、更にもっと小さな群れとして維持できないか考えるとし、捕獲を計画し、医学実験用への提供も考えましたが、動物愛護団体の反発等が強く、捕獲は出来ませんでした。しかし今までと同じように社会的合意を待っていてはそれが何時になるか分からなし、来年も確実に 50~60 頭が生れます。

餌付け群のサルに対する避妊処置は、どのような処置方法が適当か、個体や群れへの影響はどうか、明らかになっていない段階であり、慎重に検討する必要がありました。そもそもサルに避妊をすべきでないという意見もありました。しかし、十分な検討や理解が得られるまで先き延ばしは出来ないと判断し、導入に踏み切り、問題点の検討は前に進みながら行っていくことにしました。

1995 年 6 月より環境庁への捕獲申請の準備を始め、10 月に 50 頭のメスザルに避妊処置をしました。出産を計画するメスは主群の 5 頭とし、50 頭に避妊処置をし、捕獲も計画しました。避妊処置個体の選定にあたっては、以下のような事を考えました。

- 現在、群れは主群のトム群（220 頭）、分裂群のマナスル群（70 頭）、メギ群（60 頭）の 3 群がいる。将来的には 1 群にし、トム群を残す予定とし、一部のメスを残して避妊をする。マナスル群、メギ群のメスは全個体に避妊処置をする。
- 中期的には他所へ移住させる可能性もあるので、妊娠の回復が可能な避妊処置も考慮にいれる。

- トム群の個体数も縮小の必要がある。残す個体は家系によってまとまって残すと想定する。残す家系は群れの中心部の家系とする。
- 遺伝的多様性を考慮するならば、なるべく広い家系を残すべきだが、群れの安定やまとまりを重視する。
- 群れの規模が縮小した段階では、広い家系での出産を考える。
- 家系図をもとに、来年出産予定メスをリストアップし、選定する。春に出産したメス、来春5才の若メスは出産しないと仮定。
- 1975年以前生まれの来年出産するか、しないか不明の老メスはインプラント処置をし、非出産の老メスになるのを待つ。
- 1989年、1990年生れの未経産の若メスはインプラント処置で初産を先に延ばす。
- 連産を繰り返すメスはインプラント処置で連産をさせない。
- 群れの周辺部にいる弱い家系のメスは卵巣除去処置をする（実際にはこの処置は行わなかった）。多くの個体に避妊処置をした場合、発情するメスが少なくなり、逆に発情するメスはオスとの結び付きが強まり、発情期の後に優勢となる可能性がある。周辺部にいる弱い家系のメスは発情しない方が、群れの混乱が少ないのでないかと考えた。
- 卵管結紮か卵巣除去の処置をする場合、比較的の中心部にいるメスは卵管結紮の処置、比較的に周辺部にいるメスには卵巣除去の処置をする。

このような方針で個体を選定したが、実施前の協議で、卵巣除去処置はせず、卵管結紮の処置個体も減らし、注射の個体の割合を多くした。注射処置は3か月、インプラント処置は2年くらいの効果の持続を予想した。注射、インプラント処置個体は発情しないと予想していたが、殆ど全ての個体で発情があった。5才の若メスは比較的発情が抑えられていた。オスの行動にも影響は感じられず、例年と同じような交尾期の状態でした。避妊処置と出産状況結果は表1のようでした。避妊処置をしなければ、64頭に出産があったと予想される。1996も、今後捕獲しなければならない個体数を出来るだけ少なくするために、継続して避妊処置をしたいと考えています。

サル管理審議会について

地獄谷野猿公苑の運営及びサルの管理に関して適切な助言を受ける目的で地獄谷野猿公苑サル管理審議会を設立しました。以前からこのような構想を持っていましたが、誰に委員になっていただかで、行き詰まっていました。避妊処置の支援を受ける過程で、松林氏の勧めもあり、設けることになりました。3名の研究者に就任をお願いし、4月より発足しました。委員は現在3人の研究者ですが、将来はより広い分野の人にもお願いするのが良いだろうと考えています。地獄谷野猿公苑は審議会の助言や提言を尊重し、管理運営にあたる所存です。

ニュースレター 「野猿公園のあるべき姿についての提言」について

この提言について基本的に賛成ですが、幾つかの点で疑問があります。

述べられている基本理念は何十年も前から存在していたかのように見受けられます。野猿公園としては、昔、研究者に教えられて展望台を作り、研究者や観光客とともにサルが良く見える展望台に上がってサルを見ていたところ、地面に降りた研究者からそもそも昔から展望台へ上がってサルを見てはいけないことになっているのだと、言われているようです。そして降りるにも階段が高くて、簡単に降りられない状況です。天気が変わってきて、暴風雨が来そうだから危ないから降りろと言う事なら理解しやすいが、そもそも展望台へ上がってはいけなかつたのだと言われても困惑してしまいます。観光客等への説明にも窮してしまいます。歴史的な総括が必要なのではないでしょうか。

野猿公園は餌付けという方法でサルを観光に利用しているのだが、何故観光として利用することは駄目なのか。研究や野外博物館なら良いのか。餌付けを極力なくした方法での利用においても、頭数の自然増加や人への慣れの問題等があると思います。研究や野外博物館活動なら捕獲が許されて、観光に利用していると許されないので。そのあたりをもう少し明確にしていただきたいと思います。観光に利用するとしても、野猿公園や餌付け群の状態を良好な状態に保つためには、個体数コントロールが必要なのだと思います。

個体数調節にあたっては自己の所有物に準じて取り扱うとあります。自己の所有物に準ずる物という概念を導入すると何が変わり、何が変わらないのか、もう少し言及して欲しいと思います。

表1 避妊処置の状況とメスの出産結果（1996年6月23日現在）

メスの分類	頭数	出産数	メモ
避妊処置グループ			
避妊処置（インプラント）	16	4	
避妊処置（注射）	25	6	
避妊処置（卵管焼絡）	9	0	
非避妊処置グループ			
出産を計画した個体	5	5	
1995年生れの赤ん坊を持つ個体	33	3	
1995年生まれの赤ん坊が秋に死亡した個体	2	2	ナガノ、タライ
今年春に5才になった若メス	15	1	
避妊処置ができなかった個体	3	2	ワカメ、メカコ、ドナシチ
怪我病気のため処置しなかった	2	1	ナルミ出産、トケキュウ死亡
老齢個体のため処置しなかった	4	0	うち2頭死亡
合計	114	24	

4 自由集会 会議録

丸橋 今日議論したいことは 2 つあります。一つは本日配布した保護委員会からの 4 つの提言、もう一つはニュースレターで配布した野猿公園のありかたについての提言です。議論が進むなかでまとまる方針はまとめ、議論が対立する場合には議論が深まり、より良き方向が探れるようにしたい。この 2 つの問題は靈長類学会が長く関わってきた問題なので本自由集会では、発表そして質問・議論という形をとらないで、議論を中心に行いたい。最近、靈長類研究でも特集号が組まれ、野生生物保護にもいくつかの論文が掲載されました。その主要な図表をいくつか資料として配布しましたので、それらも参考にして議論をすすめて下さい。

議論の前半では、野生ニホンザルをめぐる問題を、後半では野猿公園での個体数調節の問題について議論していきます。後半の頭には常田さんから昨年地獄谷で実施された避妊処置の報告を行っていただきます。

ここで 2 つの確認なのですが、一つはこうして長野放送の取材は入っているのですが、この集会が終わるまで取材したいとの申し出があるのですが問題はありませんか。もう一つは靈長類学会員以外の参加者がいく人か参加しておられますが、今回の自由集会では参加を認めたいと思いますが。2 つとも異論がありませんので、集会に入ります。

保護委員会の提言は、現況の研究会による提言を土台としてまとめたもので、いくつか新しい提言もさせていただいています。一つは 1978 年以来 20 年間おこなわれていない全国生息調査を 2 年以内に 20 年振りに行うこと、二つ目はカモシカの例にならって、捕獲個体から個体情報を収集し学術研究を行うとともに応用研究を行い、保護管理の枠組みを作っていくという提言です。三つ目は、年

間 5,000 頭以上の捕殺個体の情報と移動状況を把握しようという提案です。保護委員会では、このことを以前から環境庁に提案してきているのですが、現場でもできることは数多くあると思うのでぜひ実現していきたい。そして四つ目はこれらの提言を実行するにあたって、関係者の協力を訴えています。

それでは最初に現況の研究会で長く調査研究にあたってこられ、とりまとめをしてこられた 方から口火の発言をお願いします。

1978 年以降、全国で調査は随分なされてきています。これから調査をするとしたら 1978 年当時の調査とは違う形で計画し、行う必要があると思います。当時は、ニホンザルは全国的に危機的状況にあるんだという認識で調査に取り組んできた。今の時点では、あちこちで増えてきたという話もあるし、ニホンザルはそう危機的だというばかりではないという話もあります。

調査の観点をもう少し別のものにする必要があると感じています。何を守るのか、各地域の中で明確にしなければならない。ある地域でどれもこれも捕ってはいけない、護らなければならぬ。ここで地域個体群をずっと残すにはどこが重要で、どこは放っておいてもいいのか分けていく必要がある。本当に先々までの保護管理に目を向けた調査を行って行くべきだと思っています。

丸橋 さんの指摘を受けて調査の視点と調査のネットワークづくりをどうしていくのか、ニホンザル生存は危機的なのか、あるいは増加しているかどうか、科学的評価方法は、そして調査の結果を最終的にどう生かしていくのかの 3 点について議論していきたいと思います。

和田 「霊長類研究」の特集号の巻頭言で、ニホンザルの保護学はなかったということを書きました。総すかんを食うかと思って書いたのですが、反響は何もありませんでした。現況の研究会は各地の生息状況をつかむことに力点があった。なぜ保護学はないのかというかとすると保護学とはサルの側だけを問題にしただけではだめで、人間の側との調整まで踏み込まないと保護学にならないと指摘したかった。被害というのは生物学の視野ではなく、むしろ人間の社会経済学の立場から、被害、獣害ととらえるべきだと思っています。保護委員会の提言にも人間とサルとがどのような形で帳尻を合わせて暮らしていくのかという言及がありますが、そのような方向でニホンザルの研究が保護学として進んでいくのだと考えています。

丸橋 具体的にどの地域で調査が進み、進んでいないのかを基本認識としておきたい。

ニホンザルの調査報告書を集めてきましたが、半分の県では調査されています。調査が抜けている所は、福島、山形、新潟です。静岡では、やり方が違っていて点がふってあるだけで比較できない。中部山岳地帯は非常に広くて密度が高いが調査は難しい。岐阜や三重は意外に調査ができていない。四国は調査されていない。中国地方では島根、鳥取、九州地方では、佐賀、鹿児島の本土側辺りが調査報告書がないなあという地域です。報告書があるといつても種類はまちまちです。ですから、あるからといって、ここはいい所ということではない。これだけたくさん報告があると、だいたい見当はつく。ニホンザルを保護する上でどちらへんがやばいのか、いいのかニホンザルの first hand の調査が今は必要

だと思う。

丸橋 調査が欠けているあるいは情報が少ないという地域を指摘していただきました。これらの地域では連続した調査があるという意味ですか？

和田 そういう訳ではありません。過去の調査歴がはっきりしていれば、変遷は明らかになっていくと思う。

藤井 熊本で14年調査を続けてきました。今まで色々な資料がでました。しかし、県によって質には雲泥の差がある。一斉調査してそれらを総合してどれだけの意味があるのか疑問だ。佐賀のファイルを持っていますが、従来佐賀はゼロだといわれてきたが、10群くらい500頭程度のサルが分布しています。こういったデータは過去にはなかった。調査といつてもまともな調査がどれほどあるだろうか。

もう一つ指摘しておきたいことがある。提言1で述べられている資料の公開についてです。実は過去6年にわたって生息状態のデータを公開しておりません。なぜかというと、公開すると捕獲することがあった。現況研の最初の頃から、我々が調査結果を公表すると地方公共団体にはそれに基づいて捕獲するということがずっと続いてきた。熊本では、来年にも大量捕獲が起こってもおかしくない。

公開だけは絶対止めて欲しい。例えばサルの調査結果が県にわたるとすぐ捕獲業者はそれを持っているのです。熊本県は、先鋭化しているけれど、同じような状況はあちこちにあると思う。資料の無条件の公開だけは絶対に止めて欲しい。

和田 分布の資料のあるなしとは無関係に捕獲は行われていると思います。資料の公開は、

行政と資料を集め持っている NGO なりとの関係によって資料が有効に使われるべく努力することではありませんか。

藤井 数字が一人歩きしてしまうのではないか。熊本では1年に400頭の捕獲許可を出していた。まだまだこれだけいるじゃないかといわれてまう。私の体験上では、サルの生息個体数情報や獣害情報は、はつきり公表できるものではないのではないか? 我々が最後まで行政へ責任持ってコミットメントできるのならありうるのですが。データがいい形で使われればいいのですが、悪い形で使われれば問題である。

丸橋 いい形というのは? どういう条件ならば公開できるのか?

藤井 二年近くかけていい関係ができて、調査をし、体制を作り、獣害対策の実験さえしました。そこまでやったのですが、課長がいなくなれば、もう何もなくなってしまった。だけど、年間数千万円の被害は起こり続けた。その後、捕獲はいっさい行われていない。

白井 被害対策=捕獲、別の形でいえば個体数調節という形で促えすぎている。各地の防除成功例を知っている人同士では、こういう話もできるが、現場の役場担当者達は、自分たちができる方法が捕獲になってしまっている。行政側に野生動物保護管理のシステムを作っていくように働きかけていく必要がある。

丸橋 なぜ、報告書だといつも指摘されていることが根付かないのだろうか?

白井 行き着くところは、日本の国民の意識の低さだと思う。その低さが行政に反映され

ている。生態調査や被害対策などの保護管理にあまり大きなお金は出ない。市民の理解がないということです。

岡野 被害防除といつても結局予算がない。そのうえ、被害防除対策が、個人の利益を守るために税金を使うというふうに捉えられてしまっている。少ない補助金をどのように有效地に使うかが問われている。

大井 数字を隠しておけばサルは安全というわけではない。熊本では、なぜ藤井さんが公開しないのか確認したいんですが。何百頭かいるそれが今どのような状況なのか、個体群としてやっていける状態なのか、被害はどうなっているのか、数百頭が被害にどう関わっているのか、問題の所在を皆に知らせるほうが重要ではないのか? いくら隠しても必要ならば行政は調査をして数字を作ってしまいますから。むしろ、今、市民は行政に自ら主張するとともに、公開を求めている。ちゃんと考えて資料を公開していくほうが大事なのではないか?

藤井 私の経験では公開が必ずしもいい結果ではなかった。熊本でも確実にサルは増えています。だから、連鎖的に爆発的な捕獲が起こっても不思議ではない。昭和63年に大量捕獲をし、熊本の自然保護団体が東京にこの問題を持っていき東京で集中的に攻撃されたことがあった。当時の細川知事への批判が激しく起こったり、熊本では檻破りがあったりした。その後県は恐れて、今8年間一切捕獲はしていない。

野生ザルは増えつつあるのでマネージメントできる体制を考えていても、それぞれの県はもうすでに閉塞状態にきていて、だからこそ年間数千頭も捕獲されている。だから余地はありません。被害を防除していくために

投資するのではなく、日本の野生動物を守るために投資するのだという方向へすすんで欲しい。

室山 私自身は保護管理についてほとんど活動したことないので大きなことはいえないのですが、これまでの議論を聞いていて強く感じたことは、野生動物を保護管理しなければならないと今盛んにいわれているのは、現実に被害があるからだ、ということを忘れているのではないかということです。もしその野生動物を守りたいというのなら、被害を受けている側に対してどのような代替案があるのかを研究者側から提示しなければならない。そのために、サルを研究している立場だけでなく、いろんな人の意見が加わった保護管理を考えねばならない。

丸橋 電気柵で被害を相当程度防除できるのは明らかである。国の中間村整備事業として屋久島の永田では、大規模電気柵が作られ効果をあげている。社会投資をして、それを維持していくことができれば、被害を防除していく。このような成功例は全国にみられる。しかし、サイズが小さくなるとあなたの土地を地方自治体が守る、管理をしますというわけにもいかない。被害防除の手段がない。だから捕獲だという巡回論は断ち切るべきだと思います。

白井 電気柵は正しく設置、管理していれば、確かに効果はある。あと生息地の管理も必要です。委託調査をしてきて、こうしたらよいだろうという指針は確かに書ける。何が問題かというと、提案した方策が現場では実行できないことが問題である。予算がない、人が配置できない、専門家がいないといった問題に行き着き、結局その対策が生かされないこ

とが問題です。欧米のような保護管理システムがないと、結局被害対策に至らない中途半端な結果に終わってしまう。

丸橋 被害を防除する方策をうまく組み合わせれば被害は防除できる。しかし、それを税金で行うということをめぐって、地方自治体や国への圧力が少ない。そのため、その地域へのアンバランスな投資だといわれてしまう。そうではなくて、社会的投資として不可欠なんだということを認めさせるのに何ができるかが問われている。コストを算出し、このような効果があると提示していくとともに、それを実施する法的な整備も必要である。

ニホンザルは短い時間でかなり増加することもある。以前のようにニホンザルの生存は危機だという発想からだけ考えてうまくいかないと思います。そのためにも全国調査は必要ですし、数字が一人歩きするのを恐れていてもいいと思う。

藤井さんの話を聞いていて、いつかきた道をまたという気がしないでもありません。70年代には、調査した、捕られた、結局調査を行政に使われただけだった。数字を出せばそれが根拠にされただけだった。全国に何頭いるかという数字も何度も出されました。研究者の中にもこの問題に関してずっと閉塞状態があったのだと思います。守ろうと思って調査をすれば、挫折してしまうという繰り返しだった。

あの頃なぜ捕獲されたかというと、それが一番安上がりで、効果もそれなりにあったからだと思います。しばらくの間は出なくなってしまいますが、サルは結局そこに残ってきていたのです。結局我々はいろんなことを考えすぎて大胆な提案をようできなかつた気がします。地域個体群を視野に入れて、ここを

こう守るには、ここをこうしたらよいという、社会経済的な状況も視野に入れて提言すべきだと思う。しばらくは、悪いことも起こるかもしれない。今までのよう、使われただけじゃないかとあきらめず、粘り強く対応していかなくては今までと同じことの繰り返し、閉塞状態を抜けきれないのではないだろうか。

丸橋 捕獲技術も進み、捕獲専門業者さえいて、昔のように取り残しはしないぞといわんばかりの技術の改良も行われてきている。したがって、技術を持っていない行政が何を依頼するかによって、地域個体群の取り尽くしもあり得る。何をどのように捕ったかをモニタリングしなければならない。だからこそ情報公開しなければならない。捕獲は安上がりだ、だから続けるだけでなく、被害防除技術にうまく投資していく方向へ働きをかけていく必要がある。

大井 ニホンザルが被害を出している耕作地は、日本の全農地のなかでほんのわずかです。数字を覚えるのは得意ではないのですが、平成3年度では確かに約5%が鳥獣害の出ている面積です。一番多いのは鳥、続いてシカ、ネズミそしてサルの順番でサルによるものは被害面積全体の2.6%にすぎません。総量にしたらその程度にすぎず、しかも被害は地域的に局在しているというのが、ニホンザルの被害の特徴です。これがニホンザルの被害問題にいろんな人を巻き込んでいけない原因なのです。何処に局在しているかといえば、山間村地域、過疎地に起こっています。つまり、社会経済的な問題が背景にあることはすでに70年代に指摘されていた。

被害は防除できると主張していただけでは不十分で、ニホンザルをめぐった保全生物学が研究として行われ、行政や地元の疑問にも

的確に答えていかるようにしていかなければならぬ。

常田(邦) サルの被害の特徴の一つは、被害をうけている地域住民への精神的打撃が非常に大きい点です。サルの保護管理の問題では日本の自然をどう残すかは重要な視点ですが、それを展開するためには、少なくとも地元が被害を許容できるくらいまで抑えないと解決しないと思う。

いろんな課題はあると思う。学問上の課題、行政への注文とか。サルを残す上での目標は、個体数、群数、分布範囲などいろんな指標があるが、それをどういうふうにどういう形で残すかをサルを守りたいと思っている人達のほうに提示する必要がある。

日本で起こっているサル問題は地域によって非常に状況が違います。千葉で研究されている直井さんがいらっしゃればよかったです、この20数年間で分布範囲が2倍、群れ数もほぼ2倍、恐らく個体数も2倍になっていると思われます。そこは、森林と耕作地が入り組んだ所で、被害が出る地域は広大な範囲に広がっています。おそらく60群くらいいると思われますが、そういう地域でとるべき施策と南関東とか神奈川はまた状況が違います。非常に広大な地域の遊動域をもって、その中の耕作地を渡り歩き、被害を出している場合に、とりうる手段、具体的に描ける絵は、まだ大きく違ってくるはずです。

もう一つ最後にお金を投入すればなんでもできるというのはある意味では正しい。天然記念物地域指定である高宕山の例では文化財行政として守るんだということで15年間以上毎年1,000万円以上のお金を投入してきました。つまり、一つの群れに毎年1,000万円以上投入するつもりなら、どの群れでも守ることができるかもしれない。

丸橋 全国調査をし、ニホンザル生存の将来の大きな構想を提示する必要がある。一方、個々の農家への対応に対しても細かな視点を保っていく必要があると思う。1978年当時のニホンザル地域個体群の分布図を小金沢さんが示されています。もし千葉の事例のようなことが、いろんな地域で起こっているなら、現在の絵はまた大きく違ったものになっていると思われます。

もう一つ大切な視点は他の動物をめぐってはその動物特有の視点や保護のための構想があるわけですが、それらとどのように連動していくのかも考えていかねばなりません。ニホンザル自身の大きな構想を描くには、日本の哺乳類の保護管理の動きと連動して構想を描いていく必要があると思います。

国や地方自治体に行政システムを要求するためには、大井さんが指摘したように、研究体制、目標をもつ研究者グループが明確に存在しなければならない。そういうものなくして、個人が関わっていくだけでは問題だと思う。

大井 一ついわせてもらうと、それでもやっぱり日本の都市住民はほとんど無関係です。被害を受けている人ばかりでなく、いろんな人を取り込んでいくためには、被害を解決したり、うまくいった例をみせることも大事ですが、生き物としての保全、ニホンザルは今の状態のままで生き延びていけるのか、ちゃんと裏付けに基づいてそれに答えるのは研究者の課題だと思います。現状をつかみ、一般の人たちに訴える必要がある。

丸橋 和田さんが指摘したように研究者の中に保護学への視点はあるのか、また育ちうるのかという点について議論したい。若い大学院生からの意見はありませんか?特に野生群で

研究している若手研究者はどのような展望や決意を持っているのでしょうか。

室山 先ほど千葉や熊本や福井などでも捕獲したところで個体数が増えているという話がありましたが、じゃあなぜ増えているのか原因について教えて欲しい。農地と生息地と入り組んでいる地域で猿害を出しているサルの方ほうが、そうじやない地域に比べて個体数増加率が高いのか、という質問もあります。

和田 白山の例だと、次々と分裂し、個体数も増え、そのあげくのはてに農耕地にまで出て被害を出している。白山では、ほとんど周辺地域の大きな改変はなかった地域でもそのような現象が起こっている。一つの遊動域の中でどれくらい人工林が占めていたから個体数が増加したとか、これ以上になると個体数が減ったとかいう調査研究はあまりない。

三戸 愛知県の事例ですが、昭和30年代以降の人工林の増加、特に奥山の改変によって、人の住む川辺近くにサルが出るようになったとよくいわれます。その結果、サルに食物を提供することになったというのはほぼ当っているのではないかと思います。急激に個体数が減ったり急に被害がなくなったりする背景には、大量捕獲があるのが愛知県の事例です。

白井 増えた減ったという話をするときには、どの時点と比べてということを明らかにしなければならない。サルにとっては失地を回復しているだけかもしれない。大きな退行の後ちょっとだけ残ったにすぎないという捉え方もして欲しい。縄文時代には東京湾岸までサルは生息していた。

常田(邦) 歴史的認識というところであれば

その通りですが、保護管理を行っていく場合に縄文時代を持ち出して來るのは問題である。保護管理の問題は今現実の対処ですからどういう方向を目指すのかを議論すべきであって、縄文といった全く人口や土地利用の違う、ロマンを持ち出すのは議論をぼやかすだけである。

白井 縄文時代までいかなくても明治から昭和初期くらい、50~100年くらいの間でも分布の拡大・縮小はかなり激しい。

常田(邦) どんな姿を持っていきたいのかという管理目標を明確にすることが大切です。私達の世代にとっての自然の風景というのは、一般的には、自分の子供時代である昭和30年代かもしだれない。

丸橋 人はそれぞれの子供時代を原風景として持っていてそれはどんどん変化しているのですが、それと同じようにサル達の自然の原風景は何かと考えれば、最近では猿害地で生まれ育ち、暮らし、生きていく群れも多くなってきていて。サルの文化としてのサルの暮らしが大きく変わってしまっていることがこの問題の別の大きな側面もある。被害から危害へと変化しつつあり、危害への対策ということになれば保護管理するのは一層難しくなる。つまり互いにばやけた風景をやりとりしていてもしょうがなくて、管理目標を哲学や手法をすり合わせて明確にすることが大切だと思います。

被害を出していない群れの生息地への保護保全も忘れてはならない点ですが、当面の課題は生息地と人の農業活動とが入り組んだ地域で、ニホンザルの保護管理をどうしていくのかという問題です。生息地管理はどうするのか、被害対策としての捕殺の適正な管理は、それに必要な投資はいくらか、それを研究す

る体制がまだ不十分であると思うので、提言のような提案をさせてもらった。

殺されたサルを集めどのようなデータを取りうるのか、それをどのように生かせるのか、どのような調査をすれば何が分かるかもっと明確に研究していかなければならぬ。そのためにはモデル地区を設定して実行していかなければならない。

羽山 資料に私の論文の有害駆除個体の調査項目が示されていますが、この程度のことは野生動物管理の教育を受けた人あるいは獣医師にはできそうなことが列挙されています。それらを使うと、捕獲圧をアセスメントできると論文では書いた。しかし、一方で捕獲されなかった個体の調査が不可欠です。他の日本産大型哺乳類ではごく普通に行われている作業なのですが、その両方と一緒にやったという事例はニホンザルではありません。また、ニホンザルの場合は、捕獲方法、つまり個別檻捕獲、集団捕獲、射殺などの方法によって捕獲圧が大きく異なっていると予想されます。

なぜ調査がなされてこなかったかには二つの理由があります。一つは捕殺個体は気持ち悪いので触りたくないし、それを回収する手段はそれなりに資金的裏付けを持って専門知識を持った人があたる必要があるからです。しかし、ニホンザルの場合は、大きな声ではいえませんが輸送もさほど難しくはありません。

もう一つは、欧米で調査研究分析手法のモデルが確立されている動物では我が国でも調査がされてきたのですが、残念ながら欧米にはサルは生息しませんので、サルのモデルを作っていくかなくてはなりません。それが私の研究の動機です。

私自分の研究室だと、分析費用込みで1個体当たりのコストは約1万円です。お金がなければ、分析項目を削らなければなりません。

問題は集めたから何が分かるということですが、あくまでもハビタットの状況とそこに住んでいる地域個体群の状況が明らかでないとそれは単なるデータに終わってしまうと思います。

ついでに指摘させていただきますと、小金沢さんの分析では、分布面積が小さいほどわずかの時間で絶滅しやすいという傾向が明かで、とにかくニホンザルの分布を分断させてはいけない。10~20以下の小集団に分断していれば絶滅の危険があります。個体数をカウントするのがサルの保護管理でなくて、地域個体群の枠組みがどうなっているのか、連続分布しているかについての概略をまず大まかにでも把握する必要があるということです。それぞれの地域個体群で特に生物学的、社会学的に評価を下して危ない群れなのか、それとも放ったらかしてもいい群れなのかをとりあえず判断し、群れに優先順位をつければ、ただでさえお金がない県では効果的に守れるということでもある。

ニホンザルはIUCNの絶滅危惧種にリストされています。地域的にニホンザルが増えていようが、被害を出していくようが、国際的な評価では絶滅危惧種であるとの認識を日本人は持たなくてはいけない。その中でもどの地域個体群が危ないのか公表していくことが研究者の課題だと思う。

アクションプランについては、ニホンザルの保護管理のためのワーキンググループが去年発足しました。活動方針としては、43に分断されている地域個体群それぞれに客観的な評価を下して、日本版のred-data bookを作りたいと考え、資金援助を申請してきました。幸い今年地球環境基金から資金提供をいただき、まず北から調査を始めていくことになりました。熊本の藤井さんのような人が各県に一人でもいらっしゃれば大きな保護の力とな

ります。44人サルのために人生をかける人がいれば、サルの情報が常に把握できることになります。それぞれの地域個体群のステータスレポートを作っていくことが目標で3年後には東日本版のレポートを完成させたいと考えています。これには非常に多くの人手と資金が必要です。環境庁では資金が出てもらえないませんでしたが、やらなければサル学者の名折れだと立ち上がっててくれる若い学者を募集しています。

どういうスタイルでやるかは、南関東のステータスレポートを「靈長類研究」に公表しております。各地域でのようなレポートを公表していただけたら、全国的な規模の把握ができるいくと思います。賛同していただいた方々により、96年版ニホンザル保護管理研究関係者名簿を作りたいと思っていますので、ぜひ参加して下さい。

丸橋 捕獲個体については、ある地域個体群からの全数調査が必要なんでしょうか?

羽山 少なくとも全体像がつかめ、回収率が明らかであればある程度のことは分かると思います。例えば北海道のエゾシカの場合、回収率は数%程度です。もっともシカの場合は2,000頭も射殺していますので全部集めれば大変なことになります。地域個体群のトレンドが見て来ればよい。注意しなければいけないのは、サルの場合は、捕獲手段によってage-structureが大幅に相違することです。生け捕り、個別檻、集団捕獲檻、射殺ごとに細かく解析していく必要があります。

丸橋 提言で考えている地域は、千葉、東京、神奈川、埼玉、群馬、栃木、長野、新潟、日本列島の真ん中を考えています。年間捕獲頭数も2000頭くらいになると思う。この地域は

環境も多様であり、実績のある県もあり、南関東のステータスレポートが出たりしていて、有効な解析が可能だと考えられます。

常田報告は当日用意していた原稿
をこのニュースレターの別章とし
ました。

丸橋 昨年の避妊の結果、助言機関の設置、提言への感想を述べていただきました。提言と以前から研究者が言ってきたことはだいぶ相違しているのではないか、観光利用というあり方を根本的に否定されているのか、新しい方向としての野外博物館の枠組みでしか許されないのか、自己の所有物に準ずるというが、管理の主体の責任をどこにおくべきか、この提言は曖昧ではないかと3点の指摘でした。実際に処置し、この提言の起草者である松林さんから意見をいただき議論に移りたいと思います。

松林 ニューズレターで配布した提言案は去年の大会で自由集会で座長をした伊沢さんから保護するだけではなく、保護委員会として提言という形なりでまとめるべきではないかとの宿題をうけて作ったものです。皆様からいくつかの意見もいただきて作ってきました。案そのものは皆さん手元にあるので細かいところは申しません。常田さんの質問に私なりに答える形で議論を始めたい。野猿公園の餌づけについて歴史的総括が必要であるとの指摘ですが、戦後餌づけが始まった時には、猿害防止とか研究面での利用とか、確かに善意でもって始められたのは事実だと思います。現に野猿公園を研究フィールドとして活用してきた研究者も多く、それが日本の霊長類研究の発展の原動力でもあった。しかしながら何十年という経験を積んできたなかで、いいことだけでは結局なかったと皆の目に見え始めてきました。

一つは個体数問題、二つ目めは人への過度の慣れ、三つ目は周辺の環境への干渉、このようなさまざまなマイナス面が明らかになった。私たちは後からはしごをはずされるのは常田さんは理不尽だとおっしゃるが、やはり後から気づいたことではあっても、素直にと申しますか、反省すべきは反省し、野生動物というのは人が干渉せず山に放っておくべきではなかったのかなあと言うのが提言の△のところです。

観光目的ではなぜいけないのかという反論があったのですが、観光自体が自己目的化すると、お客様が喜ぶための野猿公園づくりが一人歩きしてしまう可能性が非常に大きい。現に過去にもいくつか事例があった。お客様に餌を売りお客様の手から餌をやってもらう、あるいは、人気の出やすい赤ん坊を増やすために産めよ増やせよという政策がとられるなど、観光だけを中心になるとマイナス面も多い点を私たちは反省すべきである。ただ、博物館としての市中の博物館でも入館料はとっているわけですから、博物館としての野猿公園が経済的活動をゼロにしてしまえとは考えていません。ただ営利のため、ただ観光のためを目的とするだけでは問題があると指摘したかった。

第3番目に自己の所有物に準ずるとはどういうことなのかということですが、ニホンザルは狩猟獣ではなくて保護獣ですので、捕獲するには環境庁長官または県知事の許可が必要です。ところが、人が餌づけという形で干渉してきたとき、頭数も管理しないというのは手落ちだと思います。適当な管理のためにサルの頭数のコントロールする方法は、現在は有効な策が見つからないわけで、この提言では無主物ではあるが、餌づけという管理に踏み込んでいる以上、頭数の管理も行うべきであり、そのための根拠は何かというとこの

サルは所有物に準じて取り扱う。私たちはその覚悟の上で責任を明確にした上で管理に取り組むという責任を明確にすべきだと主張したのです。

避妊についてのコメントをさせて下さい。常田さんに依頼されて処置をしたのは私、松林です。そのいきさつは、ニュースレターに書いた通りです。読んでいただければその経緯は分かると思います。今回、緊急アピールというものが、今日配られたのですが、公園のサルは野生動物ですと書かれているが、餌づけという操作をもしている以上管理に一步踏み出したものであり、頭数増にも対応し管理していくのではいけないと思う。

野猿公園のサルは野生だという認識に異論があります。避妊の技術は野生ザルを絶滅させることができます。それはやりようによっては可能かもしれません。しかし、避妊のやり方には時間の長短もあるし、全ての個体を永久に避妊をしてしまえば一頭も殺さずに絶滅させることもできるかもしれないが。一部の条件だけを取りあげて、避妊が野生ニホンザルを絶滅させる技術だということを言ってしまうことは頭数管理への正当な理解を妨げるものである。

少しでも、ものを考える人間であれば、野生動物の生殖機能に手をつけることはタブーと言うのは誰にでも分かることである。しかし、餌づけのために頭数がどんどん増えてしまったサルの管理については知りませんと言う態度をとることはできない。そのことに対しては自己反省、批判をきちんとを行い、今後の野猿公園のあり方、続けるべきか止めるべきか人にはそれぞれ意見はあるでしょうけれど、いま増えてしまったサルを見てみぬふりをするわけにはいきません。そのように考えて昨年あのような条件をつけて、実施したのです。

地獄谷では約束を守り助言機関も作り、今後の姿も検討し始めています。残されたもう一つの、避妊の方法とその結果の公表に関しては、皆の批判を受けるために公開しようと考えています。地獄谷では60%の効果があったそうな、というふうに数字だけが一人歩きする。地獄谷と私たちとの働きかけを理解されず。この結果だけが一人歩きすればやはり具合の悪いこともあると思います。純野生群にさえ応用されるのは問題です。どのような薬剤をどのように投与するのか細かく公表するのはよくないのかと思う。しかし、獣医さんならもっている普通の知識技術もあります。私があえて引き受けたのは、もし私がたちが断れば、問題を深く考えない獣医師に依頼される危険を強く感じたからです。現に他の野猿公園では数年も前から避妊が行われたという話があります。このようなことが野猿公園の裏事情として水面下に潜り込むよりは、むしろ、皆に知ってもらい広く議論してもらいたいというのが私たちの根拠だったのです。昨年実施した者として、コメントさせていただきました。

丸橋 議論のポイントは二つあって、一つは野猿公園はどうあるべきか、今後の基本方針はどうすればよいのか、もう一つは具体的個体数管理の手法として捕獲捕殺、避妊、給餌制限という3つの方法があるがそのいづれを使ってやっていくのか、新しい技術である避妊をどう導入していくのかということです。ともすれば避妊の問題だけに集中しないという立場を守りながら議論をすすめていただきたい。

羽山 今、松林さんから言及のあった緊急アピールについて説明したい。

この緊急アピール「私たちは、野猿公苑のニホンザルの避妊に反対します」は私を含め

た 11 名の野生動物保護管理学や保全生物学を専門とする研究者の連名で今日の自由集会のために作製したものです。その反対理由は以下の 2 点です。

まず、野猿公園のニホンザルは野生動物であるという点。野生動物の管理は、行政責任によって地域個体群の保護管理計画にもとづいて行われるべきものです。従って、法律上所有されていない野生ニホンザルへの避妊は、餌付けの行為と同様、管理責任をあいまいにした処置と考えられます。

次に避妊の技術は、野生群を絶滅させることができるとする点。避妊による野生動物の個体数管理は、より「野生動物に優しい」方法として、専門家を含めた世論から、おむね好意的に評価されています。一部の自治体では、批判の多い捕殺による有害駆除を止め、避妊処置をニホンザルの野生群に適用することを考えています。従って、餌付け群だけに限定した処置として関係者が議論していても、その社会的影響力は計りしれないものがあります。避妊の技術は、たったの 1 頭もサルを殺すことなく、野生群を絶滅に追い込めるものです。しかも、現行法ではこの技術の使用を想定した条文がないため違法行為とはいせず、歯止めはかかりません。その社会的影響力を考えれば、餌付けされているとはいえる野生動物である野猿公園のニホンザルに対する避妊処置は認められるべきではありません。

これからは私の意見としてお聞き下さい。松林さんの指摘には、大きな誤解がいくつもあると思います。まず野猿公園のニホンザルは野生動物かどうかということですが、現行法にもとづけば、餌づけされていようがいまいが、野猿公園のサルは野生動物です。法律上は野生動物か飼育動物しかありません。野猿公園のサルは捕獲行為がない以上、明らかに野生の動物です。したがって法律上は所有

者がいないことになります。

ここで問題となるのは野猿公園のサルを野生動物として管理するのであれば現行法に基づき県レベルの鳥獣保護事業計画の保護管理の一環として、個体数コントロールをしていかなくてはなりません。もちろん生息地保護の措置を伴うものでなければなりません。あくまでも管理責任は、行政単位で行われるべきです。

もし飼育動物として扱うのであれば野猿公園はサファリスタイルの動物園に転じなければなりません。サファリ動物園では実際にいくつかの個体数コントロールがなされていますが、私はその一つとして避妊処置を行うことに反対しているわけではありません。

それから 2 つ目の理由のポイントですが、これは避妊の技術を野生のニホンザルを絶滅させるために用いることに関して述べているのではなく、純野生の動物たちに、もう現実に適応が始まっていることに強い危機感を持っているということなのです。私も獣医ですので、大きな声ではいえませんが、ある自治体の行政担当者から、何とか野生ザルの有害駆除個体を避妊できないだろうか、と相談を受けることがありました。殺せば怒られる、放せば怒られる。でも、避妊して放せば誰からも怒られないからだと言うのです。

私が一頭 50 万円ならというとすぐに電話は切られます。もし私がサルの避妊会社を作つて本気でやれば地域個体群を絶滅させられますが、それに対しての法的な歯止めはありません。野生動物である野猿公園のサルに対して行われているのです。そういう状況を考えますと、これではなぜ純野生群に対してやってはならないと言う根拠にはなりません。それに対して大きな危惧を持っております。

松林さんの提言の中にはあります、自己の所有物に準ずるということは法的な根拠があり

ません。餌づけによって増えたサルが害がないので、有害鳥獣駆除の対象とはならないというのは間違います。まだクマのように害を起こしていない野生動物に対する有害駆除は現行法のなかでも行われています。いずれにしても、野生動物として管理するなら、現行法に準じた方法を探って欲しいと主張します。

松林 最後の点ですが、野生動物であっても害を起こしていない動物に対して有害鳥獣駆除ができるということですよね。何度も読み返しましたが、学術捕獲または有害鳥獣駆除以外の捕獲は認められていない。学術捕獲ではない間引きというのは、有害鳥獣駆除しかできないのだから、現に人に害を起こしている動物に適応するのがもっとも妥当だと思っていますが、よくあることで拡大解釈で予防的に許可を出している自治体があるかもしれないが、私は法の精神はこうあるべきだと述べているのです。

法的には、野生動物か飼育動物しかいないとおっしゃるが、事実として人が餌づけし、言葉は悪いですが、半家畜、半野生の動物です。もちろんそのような概念はないのは百も承知ですが、純粋の野生動物とは私は全く考えられません。

羽山 理念ということであれば私も松林先生と変わりはありません。しかし、それが社会のルールですので、その範囲で物事を考えようというのがアピールの一つ目の理由です。自己の所有に準ずるということで私は管理責任を曖昧にして欲しくないです。

例えば、絶滅に瀕した野生動物に対して大量の餌づけがあちこちで行われています。あれは家畜かというとそうではありません。たとえ餌にほとんどのエネルギーを依存していても、餌づけという行為がイコール、野生動

物ではないという根拠にはならない。もし今後野猿公園のサルのことを考えるのであれば、飼育動物として管理責任を明確にするか、あるいは野生動物として地域管理計画の中で地域個体群としての個体数調節を行うべきだと考えています。

丸橋 長期に餌づけし、管理してきたサルを、野生動物として位置づけ、社会福祉や自然教育にも関与し、個体数管理をもやっていこうという道は一切ない、飼育動物としての管理を行うか、野生動物なら野生動物としての管理の基本的ルールの中で対処すべきだという二つの道しかないという議論かと思います。二人のやりとりになってしまっていますので、少し観点を変えた形で、これを無視しようといっているわけではないことは理解して下さい。杉山先生は論文も書かれ、避妊の提案もなさっている立場から何かコメントいただけないでしょうか。

杉山 「靈長類研究」に書くべきことはすべて書きましたが、一番大切なことは、今こんなふうになってしまった。今どうしたらいいのかで、それに対して最初に現行法ありきは、やめたほうがよい。とにかく個体数は調節しなければならないのは大方の人が認識しているが、その方法をどうするかで180度にスプリットしているように思います。

緊急アルピールには、どうしたらよいかが何もできていないのが非常に残念です。いけないということしか出てこない。保護委員会のニュースレターをみても、和田さんは間引きはしようと書いているが、殺すのか動物園に持つていけというのか、医学実験用に使えといっているのか、それが今問題になっていると思います。

あさって話をするつもりだったのですが、実

験に持って来られても困るという人もいるのに、まあどうでもよい実験にでも使ってくださいという、捕ってしまおうという人はその先を何も考えていないように思われます。殺してしまえ、今 360 頭いるので 100 頭にするので、そのためには 260 頭を殺してしまうとしたら、いったいどうするのかをしっかりと考えなければならない。

和田 杉山さんの言われた問題ですが、捕ることに関しては、将来構想があつて捕ることでならば、間引くことには賛成である。具体的な方法に関しては、常田さんが、3 年間で 100 頑にするというのは納得できました。ただ、愛護団体の反対があつて間引くのは難しいということで引き下がったのですが、間引くということはこういうことだと論理を展開すべきであった。避妊ということには、今まで議論したような意味で反対です。

丸橋 和田さん、サルの流れについてはどう考えるのか、間引いたサルはどうするのですか？

和田 間引いたサルはどうするかについては、医学実験用に使うとか、一番問題がないのは、射殺して後は、骨格標本にすると色々方法がある。

今、野猿公園は、15 ありますが、地獄谷野猿公園が成立したのは、1960 年頃から猿害を起こして、環境庁から捕獲許可がおりた。捕つてしまい、殺してしまうのは残念だということで、山へ餌でもっていってとりあえず捕獲は避けようとしたのです。したがって、サルを中心とした野外博物館活動を行っていきたいと、当初は考えました。しかし、それが株式会社となりますと、株式会社としての存立方針があり現在に至ったという経緯があります。地獄谷野猿公苑の博物館活動に関する理

念はありました。

丸橋 展望台にあがってみるようにと言われて、今ははしごをはずされた思いだという常田さんの意見がありましたら、もともと発想として野外博物館構想があった。

杉山 高崎山でも、野外博物館構想が始まからしてなかったわけではないが、なかなかそれがうまくは進んでいない。

丸橋 管理主体がどこにあるかによって変わってきたということでしょうか？

杉山 観光は観光でも、教育というと手間暇がかかるわけですが、今の事業主体は手間暇を、なるだけ省こうとする。野外博物館と思ってもなかなか、教育をと思ってもままならないというのが現実だと思います。

本庄 両者の考え方を聞いて感じたのですが、間引きか避妊かといえば、避妊のほうが合理的のように思えます。このアピールにあるように、避妊は猿を殺すことなく絶滅させることができますという表現は、どんな技術でも限界があるわけでして、すべてのサルを避妊できるわけではありません。わたしは、このアピールの考え方には賛成できません。保護委員会の提言にあるように、現実的な考え方を選んでいくべきだと思います。

丸橋 研究者というのは古くから理念や理想を持っていたが、管理主体が悪いばかりに、こんなことになってしまったといわんばかりですが、片手落あるいは、そんなに自分自身を弁護したのでは我々学者はおかしいと思うのですが。

常田(英) 基本的には、保護委員会の提言に賛成なのですが、地元に帰って説明するのに、一般の人にはうまく説明できない、分かりにくい部分、例えば、自己の所有物に準ずるといった所をもう少し説明して欲しいと思います。気持としては昔は広く認められていたが、最近は旗色が悪くなっているのは事実です。しかし、昔から餌づけはしてはいけなかつたとは受けとらなかったので、そこには認識の違いがあります。現在の状態では、餌づけは少なくするのかあるいはなくしていくのかに力を注いで行くべきだと思います。

それから管理主体ということがありました
が、私の所は株式会社ですが、高崎山は大分市ですが、自治体はよくて株式会社は悪いとはいぢがいには言えません。株式会社になつていれば赤字ではつぶれてしまい、そこそこの経営的運営でいかないと難しいところはある。サルがなかなか餌場に出てこなくてもよいのであればよいのですが、現実にはサルが来なくてもよいという状態は、経済的には非常に難しく、それには公的資金か何かを入れなければうまくはいかないと思います。

榎本 地獄谷野猿公園の審議委員をしています。今、公園の管理について考えています。避妊には色々条件があると思う。地獄谷野猿公園の360頭の個体数調節に避妊を使うのは反対です。これは個人の意見ですが、人口のピラミッドが全く崩れていきます。これから日本のようになってきます。社会的には様々なゆがみがでてきます。だけど、なんらかの方法で50頭に減らしたとしても、餌をやらないと野猿公園はやっていけない。野猿公園がどうあるべきかは、これは野猿公園だけで決めることではないし、儲けだけで決めることでもない。結局サルが人間にとてどのような価値を持っているのかによって決まってくる。

観光でも社会教育の一つです。なんでおもしろいのか、なぜおもしろいから見にやってくるのかといえば、サルについての情報があるからです。その情報を作り出しているのが霊長類学です。つまりサルが面白いと思う限り価値があり、それを作りだしているのが霊長類学です。価値があるかぎり野猿公園みたいな所でみるとことにも価値があります。

野猿公園が存続していくのであれば、あまりサルが増えないようにする方策を考えるべきです。そのためには、避妊も一つの方法だし、給餌制限もある。つまりサルの数を減らして、自然状態のサルのモデルとして野猿公園を位置づけると、避妊も一つの手段だと考えられます。ただ、360頭に増えて困るからといって、避妊してもすぐには個体数は減らないわけだし、だんだん自然状態のサルのモデルとしての価値もなくなっていくと思います。

羽山 相変わらずのピントのずれた議論が続くので、改めてもう一度申し上げたいのですが、野猿公園のサルは誰がなんといわれても、野生ニホンザルです。野生動物たちは誰のものではありません。この野生動物をああしようこうしようとみんなが集まって言っても、言うのは勝手ですけれど、これは誤りだと思います。自分の家で飼っている動物に何をしようとそれは所有権がありますから勝手ですけれど、野生の動物の管理に対して、特定の個人や団体が意志決定してはいけないのです。

野生動物の管理は、現時点では県レベルの保護計画を樹立しそれに基づき5年ごとに見直して行うことになっています。それにに基づき野生動物として維持していくのであればその範囲で行って欲しいと言っているのです。サファリスタイルの動物園で飼育動物として存続していくのであれば、その管理責任において避妊や間引きを行えばよいと申しあげてい

るのです。

その二者择一で、例えば飼育動物として管理計画が樹立され、避妊手術をするというのであれば、私自身としてはこれまで野猿公園で仕事をしてきた責任があるので、喜んで協力したい。

高崎山の場合は、九州北部と九州脊梁山脈の個体群をつなぐ飛び石の役目を果たしています。すなわち、遺伝子のストックあるいは連続分布を確保するための個体群としての役割が予想されるので、完全な閉鎖状態にはできない、つまり飼育動物としての管理はできません。周辺の個体群との関係のなかで個体数を調節しなくてはなりません。

例えば高崎山で1,200頭間引かなければならなくなつたということであれば、それを仮に殺すということになれば、自分も行うことにもやぶさかではありません。つまり管理主体や管理計画が明らかでない状態で避妊のような議論が展開されることに強い危惧を抱きます。

杉山 やっぱりおかしいと思います。現行法だのといって、本当にどうあるべきかということがあって、現行法のなかでどうしようかと考えるのが筋であって、高崎山には高崎山の、地獄谷には地獄谷の問題がある。そこで、どういう方法を中心やっていくのかということが出てくるのだと思う。間引いた後どうするのかということを見通して行動しないと動けない段階まできてしまったと思います。やはり、餌を与えて何かをしてしまった以上、それに対する責任が問われていると思います。

和 いまのやりとりを聞いていて、羽山さんの主張は優秀な官僚の答弁を聞いているような気がしました。現行法では確かにそうでしょう。しかし、我々がいつもぶつかっているの

は、法律がこうだからできないといわれるのに、なんとかして欲しいと言ってきたはずです。それをあたかもサルを守るという装いをこらしながら、現行法がどうのこうのというのは、あまりに奇麗ごとのように思われます。

高崎山にしても、管理は大分市の観光協会か何かがやっているのだと思いますが、観光協会の所有物ではありません。間引きがいいかどうかという議論は別にして、一定の数の管理とか何かはしてきたわけで、それもだめだ、地域の管理計画のなかで1,200頭間引くのなら参加するといつても法的な整備がなければ参加できないわけで、結局なにもしないということになるのかという印象はあります。

それは一朝一夕でできるものではありません。いろんなことを国にも言い続けてきても実現しないので、来年にはこうなるとは言えませんが、国が主体となって繁殖施設か何かをきっちりつくって管理していくのが一番だと思います。野猿公園のサルは確かに、法的には野生動物だと思いますが、もう人間が色々干渉した結果色々なことを起こしているのですから、我々人間がきちんと対処していくかなくてはいけないと思います。

丸橋 その提案は、捕殺という現在行われている方法を否定しているのですか。

和 それはやむをえない部分はあると思う。生息環境も破壊され、人とのコンフリクトも激しい場合には捕殺もやむをえない。しかし、安易に捕ってもいいということではない。揚げ足取りのように捕殺してもよいといわれても困る。地域それぞれが違っていますので、大きな目標はしっかりと持つても、地域地域の対処もまた大切だと思う。全部を生かしてどこかにストックしようということではありません。

和田 例えば、繁殖集団を作るという場合でも、ちょっと前までは野生集団を捕獲してということが考えられたりしましたが、できるだけ人工的に繁殖したものを使う時代が出てきています。その場合野猿公園のサルの場合は家系も経歴もわかっているという母群の歴史は有効な面があります。野猿公園のサルの群は、純野生群よりずっと有利ですから、もし可能なら野猿公園の群れから繁殖集団を作るというのも一つの手ではないかと思います。

丸橋 野猿公園のサルの捕殺はダメで、避妊はよいと問題を単純化しても問題は何も解決したわけではありません。

松林 私は捕殺か避妊かという対立的な考え方をしていない。私は何回も言っていますが、餌付けるという干渉をしたのは人間の行為ですから、それに対して人間は責任をとる必要があります。このサルたちは、野生動物とみなす人がいようと、私のように半飼育動物という者がいても、人間はその責任をまぬがれることはできない。

自己の所有物に準じてとなぜわざわざ言つたかというと、金科玉条のように法律を大切に考える人もいますが、餌を与えて増やしてきたのも私達なのですから私達が管理しますというのが、自己の所有物に準じてという意味なのです。避妊とか捕殺とかいう以前に、まず頭数管理、増えてきた現実を直視した方策を考えなければなりません。野外博物館でなければ、何々してはいけないといった、現場を離れて研究者が言い続けてきた結果が、2~30年たってこのような状態を招いたのだと思います。やはり、餌付けして増やしてきた責任をとるべきであって、満たすべき条件は何か、とるべき方策は何か、その時考慮しなければならない点は何か、一つづつ理詰めで考えて

言うべきです。

羽山 所有権に準ずるというのは猿害の責任もとるということを含んでいるというのであれば私は異存はありません。それを特定の個人や企業がその責任を果たせるのであればそれでよいのですが、その責任を個人や企業に押しつけることこそ無責任だと思います。しかし、今日の議論では責任の主体がどこなのかいつまでたってもはっきりしません。そこをはっきりさせるべきです。

毎年6,000頭有害駆除されているサルは、畑の作物を食べて増加率が増えたという人もいます。これも餌付けとは一体どこが違うのでしょうか。そういった野生動物の問題と我々が管理しきれなかったことによって増えたこととはどこが違うのでしょうか。我々が餌付けして観光目的で利用し、自己の所有物として管理していくといふのであれば、完全な閉鎖コロニーにしなくてはいけないです。それが出来ないのであれば、野生動物の数が増加した責任をとるということは、行政的に個体数調整を行うということです。

現実に日本では数多くの野生動物が殺されています。それは、有害という人間が決めた基準で殺されています。我々はそういったものに対して、ちゃんとした動物観を持たずに、曖昧なまま今後も行くというのであれば、非常に大きな危惧を抱かざるをえません。

丸橋 地獄谷の場合は、環境庁による学術捕獲という枠組みで許可が出されています。有害鳥獣駆除で捕獲して避妊したわけではありません。この方法が人口ピラミッドにどのような影響を与え、サルの社会にどのような変化をもたらすのかは、まだ不明です。個体数を減らすという側面での結果はをまだ少し得られ始めた段階にすぎません。研究途上の技

術であり、それを密かに実行することは不適切です。情報を公開しながら行っていくべきだと思っています。

これは、私個人の意見ですが、当面は、環境庁による学術捕獲、研究として行う、それには、研究計画を評価する外部評価によって許可するかどうか検討するという枠組みを大切にしていきたいと思っています。

羽山 ちょっと、待ってください。現実に、今この避妊問題が社会に与えている影響に研究者は責任をとってください。

環境庁の です。今日の議論を聞かせていただきて、考えさせられました。捕獲、殺すな、かわいそうだ、だから殺せなくて避妊する理論で避妊するのはおかしい。それは獲るべきだと思います。そういう論理で避妊がまかり通っていくのならやるべきではない。取り敢えず昨年許可したのですが、環境庁のなかで深い整理をして出したわけではなかったのは確かです。このため、様々な議論が起り、整理すべき問題点も明らかにならってきたと思います。では、現在どうするのか、高崎山をどうするかという話もかなりでてきていて、取材も来たりします。今日の議論を聞いていて感じたのですが、捕獲できないから避妊やむなしというストリーではあり得ないだろうと思います。野猿公園がどうあるべきかは、また別の議論だと思います。野猿公園どうあるべきかという点については、羽山さんが何度も説明されていましたが、現行法上でどうなるかといえば羽山さんのいわれる通りです。法律を所管している場の者としてはそう言わざるをえません。

野猿公園がどのように責任をとるべきかは、どう進んで行くべきかということであれば、ちゃんと管理すればいいじゃないかというし

かない。現行法を曲げて、何か運用すればといわれても、個人的には今のところ何も思い浮かばない。

丸橋 殺すよりは避妊という論理だけでは本末転倒だと思う。野生動物の保護管理を自分のなかにどう位置づけるのが問われています。もちろん、誰にとっても殺すよりはましだというだけで判断できるわけではありません。ニホンザルは何万頭も捕殺されている現実に知らないふりをするわけにもいかない。保護管理という方向で個体の命を奪うこともやむなしという選択をする以上、それと照らし合わせた形で野猿公園での保護管理はどうあるべきか、やはり我々は議論を深めていかなければならぬ。

特に常田さんが指摘された3点について保護委員会としても議論を深め意見を交換し、できたら来年の霊長類学会までには、野猿公園のあるべき姿の取りまとめを行っていきたい。もし、議論が並立するのであれば、互いにどこが問題なのか明らかにしていきたい。

霊長類保護委員会メンバーと連絡先

丸橋珠樹 〒176 東京都練馬区豊玉上1-26-1 武藏大学人文学部
TEL 03-5984-3847 FAX 03-5984-3880

山極寿一、松林清明、後藤俊二

〒484 犬山市官林 京都大学霊長類研究所
TEL 0568-61-2891 FAX 0568-63-0085

中川尚史 〒651-21 兵庫県神戸市西区学園西町3-4 神戸市立看護大学
TEL 078-794-8039

D. Sprague 〒305 つくば市 筑波大学歴史人類学系
TEL 0298-53-4042 FAX 0298-53-4432

編集・発行

日本霊長類学会霊長類保護委員会
ニュースレター担当

丸橋珠樹, David S. Sprague
tel:03-5984-3847, fax:03-5984-3880
e-mail: maruhashi@cc.musashi.ac.jp
